

※抜粋
(児童虐待事件関連部分)

平成20年8月

少 年 非 行 等 の 概 要
(平成20年上半期)

警察庁生活安全局少年課

[事例 1] 女子高校生の強盗殺人被害（愛知）

20年5月、女子高校生（15歳）は、自転車で下校途中、何者かに襲われ、頭部に粘着テープを巻かれるなどの暴行を受けて殺害されたうえ、学用品等在中のバッグを奪われる被害を受けた。

[事例 2] 女子高校生の殺人被害（京都）

20年5月、女子高校生（15歳）は、深夜外出中に、何者かに襲われ、頭部等を殴打されるなどの暴行を受けて殺害される被害を受けた。

(5) 児童虐待事件

過去5年の上半期の児童虐待事件の検挙件数、検挙人員、被害児童数の推移は、表3のとおりである。平成20年上半期の検挙件数は162件（前年同期比8.7%増）、検挙人員は165人（同0.6%増）、被害児童数は166人（同5.7%増）といずれも増加した。

死亡児童数については、表4のとおり、29人（同61.1%増）と増加した。

表3

児童虐待の態様別検挙状況（上半期）

区分	総数		身体的虐待		性的虐待		怠慢又は拒否	
	検挙件数	検挙人員	被害児童件数	検挙人員	被害児童件数	検挙件数	被害児童件数	検挙人員
20年	162 (20) [5]	165 (20) [7]	166 (27) [5]	116 (20) [5]	118 (20) [7]	120 (27) [5]	34 (0) [0]	33 (0) [0]
19年	149 (18) [7]	164 (19) [7]	157 (25) [7]	113 (18) [7]	125 (19) [7]	120 (25) [7]	27 (0) [0]	27 (0) [0]
18年	120 (24) [6]	131 (24) [6]	128 (32) [6]	86 (24) [6]	94 (24) [6]	92 (32) [6]	23 (0) [0]	23 (0) [0]
17年	105 (17) [12]	116 (15) [12]	108 (19) [12]	80 (17) [12]	89 (15) [12]	82 (19) [12]	22 (0) [0]	23 (0) [0]
16年	96 (29) [6]	104 (28) [6]	101 (40) [6]	68 (29) [6]	72 (28) [6]	73 (40) [6]	21 (0) [0]	23 (0) [0]

注1) 上段の（ ）は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害（未遂を含む）して自殺（未遂を含む）を図った場合を外数で計上した。

下段の〔 〕は、出産直後の殺人（未遂を含む）及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

注2) 「身体的虐待」とは、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいう。具体的には、殺人、傷害、暴行などで検挙されたものが挙げられる。

「性的虐待」とは、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為を

8 児童虐待事件の検挙状況

(1) 態様別

児童虐待事件の態様別検挙状況（上半期）

注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の「[]」は、出産直後の殺人（未遂を含む）及び遺棄致死の場合は外数として計上する。

以下の表についても同様

(2) 罪種別

児童虐待事件の罪種別検査件数（上半期）

児童虐待事件の罪種別検挙人員（上半期）

(3) 死亡事件の状況

死亡事件の状況（上半期）

	総数		殺人(既遂)		傷害致死		保護責任者道棄死		重過失致死		逮捕監禁致死	
	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数
20年	29 (14) [5]	29 (19) [5]	13 (14) [5]	13 (19) [5]	12 (0) [0]	12 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
19年	18 (11) [7]	18 (15) [7]	6 (11) [7]	6 (15) [7]	9 (0) [0]	9 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]
増減数	11 (3) [▲2]	11 (4) [▲2]	7 (3) [▲2]	7 (4) [▲2]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	▲2 (0) [0]	▲2 (0) [0]
増減率	61.1 (27.3) [▲28.6]	61.1 (26.7) [▲28.6]	116.7 (27.3) [▲28.6]	116.7 (26.7) [▲28.6]	33.3 — —	33.3 — —	— — —	— — —	100.0 — —	100.0 — —	▲100.0 — —	▲100.0 — —
18年	26 (19) [6]	28 (25) [6]	15 (19) [6]	17 (25) [6]	8 (0) [0]	8 (0) [0]	3 (0) [0]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
17年	22 (12) [12]	22 (14) [12]	10 (12) [12]	10 (14) [12]	10 (0) [0]	10 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
16年	19 (20) [6]	19 (27) [6]	7 (20) [6]	7 (27) [6]	8 (0) [0]	8 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	2 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]

(4) 加害者の罪種別・被害者との関係別状況

加害者の罪種別・被害者との関係別検挙状況（上半期）

	父親等					母親等					検挙人員	
	実父	養・継父	内縁	その他	小計	実母	養・継母	内縁	その他	小計		構成比
20年	44 (7) (0)	34 (0) (2)	26 (0) (0)	10 (1) (0)	114 (8) [2]	48 (11) (5)	3 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (1) (0)	51 (12) [5]	165 (20) [7]	100.0 100.0 100.0
	6 (7) [0]	0 (0) [2]	0 (0) [0]	1 (1) [0]	7 (8) [2]	16 (11) [5]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (1) [0]	17 (12) [5]	24 (20) [7]	14.5 100.0 100.0
	24 傷害致死 暴行 逮捕監禁 強姦 強制わいせつ 児童福祉法違反 児童買春・児童性犯罪防止法違反 青少年保護育成条例違反 保護責任者道棄 重過失致死傷 学校教育法違反	17 5 6 0 3 2 1 0 1 0 0	18 2 2 0 1 2 1 0 1 0	3 2 1 0 2 0 3 0 1 0	62 11 10 0 7 10 12 1 0 2	19 4 1 0 0 0 1 0 0 0	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	21 4 1 0 0 0 1 0 1 0	83 15 11 0 7 10 13 0 11 3	50.3 9.1 6.7 0.0 4.2 6.1 7.9 0.6 1.2 6.7 1.8 0.0
19年	45 (2) [0]	27 (0) [0]	24 (0) [0]	13 (1) [0]	109 (3) [0]	48 (15) [7]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	7 (1) [0]	55 (16) [7]	164 (19) [7]	— — —
	▲ 1 (5) [0]	7 (0) [2]	2 (0) [0]	▲ 3 (0) [0]	5 (5) [2]	0 (▲4) [▲2]	3 (0) [0]	0 (0) [0]	▲ 7 (0) [0]	▲ 4 (▲4) [▲2]	1 (1) [0]	— — —
	▲ 2.2 (250.0) —	25.9 — —	8.3 — —	▲ 23.1 (0.0) —	4.6 (166.7) —	0.0 — —	— — —	— — —	▲ 100.0 (0.0) —	▲ 7.3 (▲25.0) —	0.6 (5.3) —	— — —
18年	40 (4) [0]	21 (1) [0]	20 (0) [0]	4 (0) [0]	85 (5) [0]	44 (18) [6]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (1) [0]	46 (19) [6]	131 (24) [6]	— — —
	37 (3) [0]	19 (0) [0]	23 (0) [0]	0 (0) [0]	79 (3) [0]	36 (12) [12]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	37 (12) [12]	116 (15) [12]	— — —
	37 (3) [0]	18 (1) [0]	10 (0) [0]	3 (0) [0]	68 (4) [0]	30 (22) [6]	5 (0) [0]	0 (0) [0]	1 (2) [0]	36 (24) [6]	104 (28) [6]	— — —

注) 「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

(5) 被害児童の性別・年齢別状況

被害児童の性別・年齢別状況（上半期）

	16年	17年	18年	19年	20年	構成比			増減数	増減率
						男児	女児			
総数	101 (40) [6]	108 (19) [12]	128 (32) [6]	157 (25) [7]	166 (27) [5]	100.0 (100.0) [100.0]	81 (14) [4]	85 (13) [1]	9 (2) [▲ 2]	5.7 (8.0) [▲28.6]
1歳未満	19 (5) [6]	18 (4) [12]	20 (1) [6]	22 (3) [7]	30 (2) [5]	18.1 (7.4) [100.0]	21 (1) [4]	9 (1) [1]	8 (▲ 1) [▲ 2]	36.4 (▲33.3) [▲28.6]
1歳	7 (3) [3]	6 (3) [5]	3 (5) [1]	10 (1) [1]	8 (1) [1]	4.8 (3.7) [3.7]	5 (0) [0]	3 (1) [1]	2 (0) [0]	▲20.0 (0.0)
2歳	5 (4) [1]	6 (1) [4]	6 (4) [2]	7 (1) [1]	5 (1) [1]	3.0 (3.7) [3.7]	3 (0) [0]	2 (1) [1]	▲ 2 (▲ 1) [▲ 1]	▲28.6 (▲50.0)
3歳	6 (5) [0]	12 (0) [2]	13 (2) [1]	11 (1) [1]	11 (1) [1]	6.6 (3.7) [3.7]	11 (1) [1]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0.0 (0.0)
4歳	4 (4) [0]	7 (0) [2]	5 (2) [0]	9 (0) [0]	12 (2) [2]	7.2 (7.4) [7.4]	5 (1) [1]	7 (1) [1]	3 (2) [2]	33.3 —
5歳	5 (4) [1]	6 (1) [3]	6 (3) [2]	14 (2) [2]	4 (4) [4]	2.4 (14.8) [14.8]	1 (2) [2]	3 (2) [2]	▲ 10 (2) [2]	▲71.4 (100.0)
6歳	4 (1) [0]	3 (0) [3]	7 (3) [1]	7 (1) [1]	5 (2) [2]	3.0 (7.4) [7.4]	3 (2) [2]	2 (0) [0]	▲ 2 (1) [1]	▲28.6 (100.0)
7歳	3 (3) [1]	5 (1) [1]	9 (1) [0]	6 (0) [0]	5 (3) [3]	3.0 (11.1) [11.1]	1 (2) [2]	4 (1) [1]	▲ 1 (3) [3]	▲16.7 —
8歳	5 (3) [0]	6 (0) [0]	5 (0) [2]	8 (2) [2]	4 (2) [2]	2.4 (7.4) [7.4]	3 (2) [2]	1 (0) [0]	▲ 4 (0) [0]	▲50.0 (0.0)
9歳	2 (1) [3]	5 (3) [2]	6 (2) [1]	5 (1) [1]	5 (1) [1]	3.0 (3.7) [3.7]	3 (0) [0]	2 (1) [1]	0 (0) [0]	0.0 (0.0)
10歳	3 (1) [0]	4 (0) [1]	5 (1) [1]	5 (1) [1]	12 (2) [2]	7.2 (7.4) [7.4]	7 (0) [0]	5 (2) [2]	7 (1) [1]	140.0 (100.0)
11歳	7 (2) [3]	3 (3) [1]	3 (1) [3]	5 (3) [0]	8 (0) [0]	4.8 (0.0) [0.0]	3 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (▲ 3) [▲ 3]	60.0 (▲100.0)
12歳	3 (0) [2]	3 (2) [3]	4 (3) [0]	8 (0) [0]	10 (2) [2]	6.0 (7.4) [7.4]	3 (1) [1]	7 (1) [1]	2 (2) [2]	— 25.0
13歳	10 (1) [1]	2 (1) [3]	11 (3) [4]	7 (4) [4]	8 (1) [1]	4.8 (3.7) [3.7]	1 (1) [1]	7 (0) [0]	1 (▲ 3) [▲ 3]	14.3 (▲75.0)
14歳	6 (2) [0]	4 (0) [0]	6 (0) [1]	13 (1) [1]	11 (2) [2]	6.6 (7.4) [7.4]	3 (1) [1]	8 (1) [1]	2 (1) [1]	▲15.4 (100.0)
15歳	5 (0) [0]	8 (0) [1]	11 (1) [0]	7 (0) [0]	12 (0) [0]	7.2 (0.0) [0.0]	3 (0) [0]	9 (0) [0]	5 (0) [0]	71.4 —
16歳	4 (1) [0]	5 (0) [0]	2 (0) [0]	8 (1) [1]	8 (1) [1]	4.8 (3.7) [3.7]	2 (0) [0]	6 (1) [1]	0 (0) [0]	0.0 (0.0)
17歳	3 (0) [0]	5 (0) [0]	6 (0) [0]	5 (2) [2]	8 (0) [0]	4.8 (0.0) [0.0]	3 (0) [0]	5 (0) [0]	3 (▲ 2) [▲ 2]	60.0 (▲100.0)

死亡させた。4月、少年らを動物の愛護及び管理に関する法律違反及び器物損壊罪で検挙した。

ウ 中学生による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反事件（茨城）

20年4月、男子中学生2名（13歳、15歳）は、湖畔において白鳥2羽、黒鳥6羽を木の棒で殴打するなどして殺傷した。5月、少年らを鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反で補導及び検挙した。

エ 中学生等による火炎びん製造及び投てき事件（茨城）

20年4月、男子中学生4名（13歳2名、14歳、15歳）は、ビール瓶にガソリンを入れた火炎びん数本を製造し、中学校の体育館玄関付近に投げつけ炎上させた。6月、少年らを火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反で補導及び検挙した。

5 特異な触法事件

ア 中学生による連続放火事件（大分）

20年1月、男子中学生（13歳）は、所携のライターを使用して、資材倉庫の廃材、普通自動車等5箇所に放火した。同月、少年を非現住建造物等放火の非行事実で補導した。

イ 中学生によるインターネット掲示板利用の殺人予告事件（新潟）

20年6月、男子中学生（13歳）は、自宅のパソコンを利用して、インターネット掲示板に、駅周辺で無差別殺人を行う旨の書き込みをした。同月、少年を脅迫の非行事実で補導した。

ウ 中学生による同級生殺人未遂等事件（和歌山）

20年6月、女子中学生（13歳）は、同級生の被害者（13歳）を殺害しようと企て、刃物で同人の背部等を刺すなどしたが、傷害を負わせるに止まった。同月、少年を殺人未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の非行事実で補導した。

エ 中学生による電汽車往来危険未遂事件（愛知）

20年6月、男子中学生2名（いずれも13歳）は、電車の往来を妨害しようと企て、橋の上から線路に向けて自転車1台を投げ落としたが、電車の往来の危険を生じさせるに至らなかった。6月、少年らを電汽車往来危険未遂の非行事実で補導した。

6 児童虐待事件

ア 養父及び実母による傷害致死事件（神奈川）

20年1月、養父（39歳）及び実母（39歳）は、長男（16歳）に対し、木製ハンガー等で全身を多数回殴打するなどの暴行を加え、両手首及び両足首をロープで縛って浴室内に長時間放置し、さらに、冷水をかける暴行を加え、低体温症により死亡さ

せた。同月、養父及び実母を傷害致死罪で検挙した。

イ 養父による傷害事件（群馬）

20年1月、養父（35歳）は、長男（10歳）に対し、その両足底部をアイスピックで多数回にわたって突き刺し、左大腿部を数回足蹴にするなどの暴行を加え、両足底部刺創等の傷害を負わせた。翌月、養父を傷害罪で検挙した。

ウ 実父による殺人事件（大阪）

20年2月、実父（30歳）は、長男（5か月）に対し、殺意を持って、その頭部を強く押して圧迫し殺害した。同月、実父を殺人罪で検挙した。

エ 実母の内縁の夫による傷害致死事件（高知）

20年2月、実母の内縁の夫（31歳）は、実母の長男（11歳）に対し、自己の胸あたりまで抱え上げ、頭から畳の上に2度投げつけ、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、入院先の病院で死亡させた。同月、実母の内縁の夫を傷害致死罪で検挙した。

オ 実母による保護責任者遺棄致死傷事件（埼玉）

20年3月、実母（29歳）は、二男（2歳）及び長女（2歳）に対し、十分な食事が摂取できないなどの状態のまま放置して遺棄し、二男を飢餓により死亡させ、長女に脱水症等の傷害を負わせた。同月、実母を保護責任者遺棄致死罪等で検挙した。

7 福祉犯事件

(1) 児童買春事件

ア 土木作業員等による児童買春周旋・児童買春事件（埼玉）

19年6月、土木作業員男性（25歳）等4人は、出会い系サイトを利用して会社役員（33歳）に女子中学生（14歳）を紹介し、児童買春の周旋をした。20年2月までに、土木作業員等を検挙した。

イ 無職男性による児童買春事件（千葉）

20年3月、無職男性（51歳）は、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）と呼ばれる会員制ゲームサイトで知り合った女子中学生（14歳）に対し、対償を供与して性交をした。同月、無職男性を検挙した。

ウ 会社員による児童買春事件（神奈川）

20年2月、会社員男性（41歳）は、いわゆる「出会い系喫茶」で知り合った女子中学生（14歳）に対し、対償を供与する約束をしてわいせつな行為をした。6月、会社員を検挙した。